

## 保護者の方へ

別紙に必要な事項を記入・添付し、幼稚園の指定する期日までに幼稚園に提出してください。(提出がない場合は減免の対象となりませんので、ご注意ください。)添付書類につきましては裏面でご確認下さい。

(町道民税が、普通徴収となっている方は、美幌町より6月10日付けで送付を予定しています。なお、幼稚園の提出期日間に合わない場合は、幼稚園とご相談願います。)

美幌町では、家庭の所得状況に応じて保護者の負担軽減を図るため、私立幼稚園の設置者が保育料等の減免を行う場合に要する費用を補助する、「私立幼稚園就園奨励費補助事業」を行っております。

なお、補助限度額は次のようになります。

### ○従来基準による限度額

区 分	補 助 限 度 額 (年額)		
	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者 (第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者 (第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児 (第3子)
① 生活保護世帯	172,600 円	201,900 円	232,000 円
② 当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯及び市町村民税所得割が非課税となる世帯	150,000 円	190,600 円	232,000 円
③ 当該年度に納付すべき市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	86,800 円	158,900 円	232,000 円
④ 当該年度に納付すべき市町村民税所得割課税額が211,200円以下の世帯	46,900 円	139,400 円	232,000 円
⑤ 上記区分以外の世帯	—	—	232,000 円

### ○新基準による限度額

区 分	補 助 限 度 額 (年額)	
	小学校1～3年生の兄・姉を1人有し、就園している場合の最年長者 (第2子)	小学校1～3年生の兄・姉を1人有し、同一世帯から2人以上就園している場合の左記以外の園児及び小学校1～3年生に兄・姉を2人以上有している園児 (第3子以降)
① 生活保護世帯	187,600 円	232,000 円
② 当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯及び市町村民税所得割が非課税となる世帯	170,200 円	232,000 円
③ 当該年度に納付すべき市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	122,800 円	232,000 円
④ 当該年度に納付すべき市町村民税所得割課税額が211,200円以下の世帯	85,900 円	232,000 円

(注1)世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。

(注2)所得割課税額については、税額控除前所得割額とする。

(注3)途中入園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

$$\text{途中入園: 上記の単価} \times (\text{保育料の支払い月数} + 3) \div 15 \quad (100\text{円未満を四捨五入})$$

(注4)実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

(注5)「従来基準」及び「新基準」の両方に該当する世帯は、世帯合算でどちらか一方を選択することとし、両基準の併用はできない。

(注6)同一世帯から3人以上就園している場合の第3子以降の園児については、所得割課税額によらず補助対象とする。